

ながの環境パートナーシップ会議
第3回 幹事会 会議記録

- 1 日 時 平成21年12月8日(火) 18時15分から20時
- 2 場 所 会議室17(市役所第二庁舎10階)
- 3 出席者 10人
(高木、塚田、弓場、河西、高野、傳田、錦織、堀池、山口、渡辺)
- 4 欠席者 6人
(佐々木、田中(昭)、田中(守)、橋本、水野、峯村)
- 5 会議内容
 - (1) プロジェクトチームの活動状況と今後の活動について
 - ・「環境総合センター」設置、生ごみの削減、食品トレイ・レジ袋、市民の森づくり、太陽エネルギープロジェクトチームから活動記録の提出があった。
 - ・市民の森づくりプロジェクトから、予算執行について、当初予定していた物品の購入数を変更し、その分で安全確保のための用具を購入した旨の報告があった。
 - (2) 新聞広告の寄稿について
 - ・案の2(P10)を手直ししたものを寄稿する。
 - ・案の2に、「会員募集」の文字を追加する。
 - ・URLを大きく表示する。
 - (3) 幹事会での検討事項及びスケジュールについて
 - ・検討が必要な事項が多いため、幹事で手分けをして原案を作成することにする。
 - ・分担は、P12のとおり
 - (4) 規程の整備について
 - 役員に関する規程
 - ・第3条第1項の届出の時期を「10日前まで」とする。
 - ・第3条に第2項として、「総会の5日前までに、P会議ホームページに掲載する」旨の規定を設ける。
 - ・第4条に、会則第27条により委任を受けた者は、委任した者分の投票ができる旨の規定を設ける。
 - 会費に関する規程
 - ・原案のとおりとする。
 - ・年度末の入会については、適宜対応する。
 - その他
 - ・会員に対し役員数が多いことから、次の総会に役員数の変更(会則第11条)を提案する。
 - ・幹事の数は「5人以上10人以内」を案とする。
- 6 今後の日程等
 - (1) ライトダウンキャンペーン
 - 期間 12月16日(水)~22日(火)
 - キャンドルナイトコンサート
 - ・日時 12月22日(火)午後6時15分~
 - ・場所 JR長野駅前広場及び東西自由通路
 - (2) 正副代表幹事会
 - 日時・場所

1月21日(木) 18:00～ 環境政策課

内容

第4回幹事会について

(3) 幹事会

日時・場所

~~1月25日(月) 18:00～ 会議室19(市役所第二庁舎10階)~~

~~1月26日(火) 18:00～ 会議室6(市役所第二庁舎4階)~~

1月27日(水) 18:00～ 会議室6(市役所第二庁舎4階)

~~1月28日(木) 18:00～ 会議室6(市役所第二庁舎4階)~~

~~1月29日(金) 18:00～ 会議室6(市役所第二庁舎4階)~~

内容(予定)

プロジェクトの推進について、規程の整備についてほか

7 その他

・12月16日～22日にかけて「ライトダウンキャンペーン2009冬」を行う。22日には、JR長野駅にて「キャンドルナイトコンサート」を行う。

・1月7日に「ふるさとキャラバン」の公演が開催される。

8 主な質疑

新聞広告の寄稿について

長野県環境保全協会から、長野市あてに新聞広告寄稿の依頼があった。案の1～3及びノーレジ袋のポスターの4案を提案

(図案については、多数決により案の2に決定)

案の2のままでは、何を伝えたいのか分からない。

P会議を認知してもらうということであれば、このままでもよい。

広告枠の上には、「私たちは環境保全に取り組んでいきます」と記載される。

「会員募集中」という語を入れた方がよい。

ホームページURLを大きくした方がよい。

幹事会での検討事項及びスケジュールについて

分担して原案を作成するのはよいが、各担当のリーダーには、正副代表幹事が就くということか。

そのような予定ではなかったが、問題ない。

各担当での原案づくりは、それぞれ集まって協議してもよいし、電子メールのやりとりで協議してもよい。やり方は、各担当に任せる。

「 」について検討するグループは、2月の正副代表幹事会までに原案を作成してほしい。その後、幹事会に提出する。「 」については、1月中にまとめる必要がある。

規程の整備について

(1) 役員を選任に関する規程

役員を選任に関する規程は、これまで戦略会議で検討してきた内容及び大会等で報告したような内容になっている。

今の役員は、各プロジェクトのリーダー等が当たっているが、今後もそのようにするのか。また、幹事会とプロジェクトチームの連携のために、チームリーダーの集まりのような場を持つという話があったが、どうするのか。

役員の役割は、P会議全体を運営することであるため、チームリーダーが役員になるという前提ではない。幹事会とプロジェクトチームの連携については、「今後検討が必要な事項」で検討する事項である。

この規程案は、役員を選任するためのもの。規程案についての意見をいただきたい。

幹事会の目的は、必要な規程等を整備することにある。運用で如何にかなることは、後で検討すればよい。

会則には、「委任による出席」の規定があるが、役員選挙は、総会に出席した者のみで行うのか。

原案では、どちらにも解釈できるが、このようなことを含めて協議してほしい。

議決権の委任と選挙権の委任に分けて考える必要がある。前回の総会の委任状では、議決権についてのみ委任の対象としていた。

総会で、議長以外への委任はあったのか。

生ごみチームのリーダー等への委任があった。

この案は、候補者の中から役員を選挙で選ぶようになっているが、立候補する者は、それなりの覚悟で候補となっている。立候補がある場合は、全て受付け、選挙ではなく、くじで選んだ方が公平なのではないか。

立候補した者の中から抽選で選ぶという案が出されたが、意見はあるか。

立候補者から抽選ということであれば、会員の意思が反映されない。規程案のように信任を問う方法があった方がよい。

信任投票の場合、全ての候補者について可否が分かるのか。

全て分かるわけではない。

第11条をもう少し分かりやすく説明してほしい。

信任の票を多く得た者から順に役員定数までを当選とするということ。ただし、過半数の不信任があった場合は、当選人とはならないということ。

役員数は、変えるのか。

ここでは、定数を変えることについては議論しない。現在の定数である「5人以上20人以内」ということで考えてほしい。

信任の「 」の数に制限はあるのか。

制限を設ける必要はない。信任できる候補に「 」を付ければよい。

全員が全員に「 」を付けたとしても、これは誰が役員になってもよいということだから、くじで選ぶことになる。

まず、選挙権について整理すると、総会への出席者のみに与えるという方法と委任も可とする方法がある。

委任も可とする場合、全てを委任する場合と、「この候補に「 」をして...」というような委任もある。

候補者が予め分かっているならば、「この候補を信任...」ということもできる。その場合、第3条の「5日前」では、間に合わない。

候補の受付けは「10日前まで」とし、メルマガ及びホームページに公表してはどうか。

考え方とすれば、できるだけ多くの会員が関与できるようにすればよい。

委任分も投票できることにした場合、規定の第4条第3項に「ただし書き」または第4項として「会則第 条による委任を受けた者は、委任を受けた数と同数の投票をすることができる」旨を付けるようになる。

また、第3条の「5日前」を「10日前」とし、第2項で「総会開催の日の5日前までにホームページに掲載しなければならない」旨設けることにする。

役員選任規程については、次回幹事会で修正箇所を確認のうえ、決定する。

(2) 会費に関する規程

年度末に入会の申請があった場合、当該年度分の会費を免除できないか。

5月末に申請があっても、6月に受付すれば問題はない。

3月や4月に入会の申請があった場合はどうなのか。

本人に確認することになる。ただし、会員にならない場合、保険の対象とならないこと、総会での議決権がないこと等を説明する必要がある。

第3条第2項によれば、5月末に入会した場合、会費の納入は新年度、6月以降になる。このような場合、新年度分の会費とはならないか。

ならない。

団体によっては、年度末の入会した場合の会費等の取扱いについて別に定めている。

年500円の会費で、月割り等検討するのは現実的でない。

入会の申込みがあった時点で保険の手続きはできないか。

正式な入会は、幹事会での承認が必要になる。申込書受理のタイミングによっては、かなりタイムラグが出る可能性がある。本来であれば、その後保険加入の手続きをとるようになる。

保険の加入手続きが終わってからでないと、当然保険の適用とはならない。

入会申請については、代表幹事に一任したり、e-mailで協議といったような対応が必要になる。

あちこちで問題を起こしているような者から入会申請があったような場合は、慎重な対応が必要になる。

これまでの議論は、運用で対応できることと思われる。条文等の内容を修正する箇所はないか。

(特に意見なし)

施行期日は、いつになるのか。

平成22年6月1日

(3) その他

現在会則第11条により、幹事は、「5人以上20人以内」、監事は、「2人以内」となっている。12月1日現在の会員数は、96人である。会員数に対し役員数が多いことから、幹事を「5人以上10人以内」としてはどうか。

会員が増えてきた場合には、会員数の1/20程度を目途に再度会則を見直すことにしたい。

監事数は2人のままだが、会員以外の者に監事をお願いできないか。

監事数を増やすということか。

2人のままでも増やしてもよい。

会員以外に監事を引受けてくれる者はいるのか。

旧役員会メンバーや活動評価委員、または顧問に依頼できないか。

依頼することは可能と思う。

会員以外の監事を置かなければいけないのか、置くことができるのかによってかなりニュアンスが違う。

役員選任規程では、会員外の者が役員になることは想定していない。もし、会員以外に監事をお願いするのであれば、何らかの規定が必要になる。

会員以外の者に監事となってもらうことに越したことはないが、今のP会議の状況では...。監事については、今後検討することにし、ここでは幹事についての確認をしたい。幹事数を「10人以内」に会則を変更することについての意見はないか。

(特になし)

次の総会に、幹事数について変更する会則改正案を提出することにする。